

公用車公売実施要領

1 入札物件

別表1のとおり（3台）

2 入札日時及び場所

(1) 日時

令和5年12月21日（木） 午前10時

(2) 場所

奥州市水沢佐倉河字仙人49番地

奥州金ヶ崎行政事務組合 会議室

(3) 受付時間

午前9時30分から午前9時50分まで

※受付時間に遅れた場合は、辞退とみなす。

3 入札物件公開の日時及び場所 ※要事前予約

(1) 日時

令和5年11月20日（月）から令和5年12月1日（金）までのうち、土日祝日を除く平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(2) 場所

別表1のとおり

(3) 予約先

別表1のとおり

4 入札の方法

(1) 落札者の決定

条件付一般競争入札により、奥州金ヶ崎行政事務組合が定める予定価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した者と売買契約を締結する。

なお、最高の価格をもって入札した者が2者以上いる場合は、抽選によって落札者を決定する。

(2) 入札書の記入方法

見積価格に消費税及び地方消費税（消費税額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額を入札した金額として入札書に記入すること。

(3) 入札回数

1回目の入札ですべての入札者の入札金額が予定価格を下回った場合は、再度入札（2回目）を行う。再度入札でも同様に予定価格を下回る場合は、再々度入札（3回目）を行う。

5 入札の参加資格

(1) 入札者の要件

奥州市又は金ケ崎町の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録している者及び奥州市又は金ケ崎町内に営業所等を有する事業者とする。

(2) 次の事項に該当する場合は、入札に参加することはできない。

- ア 未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結について法定代理人の同意を得ない者
- イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ウ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- エ 入札参加申込書（様式1号）を提出していない者
- オ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- カ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第238条の3第1項に規定する職員（公有財産に関する事務に従事する職員）に該当する者
- キ 過去に組合の入札等に参加し、契約者として義務を履行していない者
- ク その他契約の相手方として不適当な行為をする者

6 入札参加申込受付

(1) 受付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年12月4日（月）正午までのうち、土日祝日を除く平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 申込書類

ア 個人の場合

(ア) 入札参加申込書（様式1号）

(イ) 住民票抄本

※発行後3か月以内のものに限る。

(ウ) 入札保証金に係る届出書（様式3号）

※提出の際は、金額が見えないように封函し、封筒の表面に「入札保証金に係る届出書在中」、「名称」及び「入札者名」を記載して提出すること。

(エ) 奥州市税又は金ケ崎町税の税に係る証明書（納税証明書等）

※市税又は町税について、未納がないことの証明書又は納税証明書（奥州市又は金ケ崎町が発行するもので交付後1か月以内のものに限る。）

(オ) 公用車公売実績調書（様式4号）

(カ) 同意書（様式5号）

※未成年者、被保佐人又は被補助人が参加する場合、法定代理人の同意が必要

イ 事業者の場合

(ア) 入札参加申込書（様式1号）

(イ) 法人登記簿謄本の写し（全部事項証明書）

※法務局が発行するもので、発行後3か月以内のものに限る。

(ウ) 入札保証金に係る届出書（様式3号）

※提出の際は、金額が見えないように封函し、封筒の表面に「入札保証金に係る届出

書在中」、「名称」及び「入札者名」を記載して提出すること。

(エ) 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書（納税証明書等）

① 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に支店若しくは営業所を有する法人は、市税について未納がないことの証明書又は納税証明書（奥州市が発行するもので交付後1か月以内のものに限る。）

② 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に支店若しくは営業所を有する法人は、町税について未納がないことの証明書又は納税証明書（金ケ崎町が発行するもので交付後1か月以内のものに限る。）

(オ) 公用車公売実績調書（様式4号）

(3) 申込先

奥州市水沢佐倉河字仙人49番地

奥州金ケ崎行政事務組合 企画総務課 財政係（電話：0197-24-5821）

(4) 申込方法

(2)に規定する書類を(3)の申込先へ持参すること。

(5) 入札当日に持参するもの

ア 入札書（様式6号）

イ 入札参加者資格決定通知書（様式2号）

ウ 身分証明書（運転免許証等）

エ 入札参加申込書（様式1号）に押印した印鑑

※代理人の場合は、委任状に押印した印鑑

オ 委任状（様式7号）

※代理人が入札に参加する場合

カ 入札保証金領収書の写し

※提出の際は、金額が見えないように封函し、封筒の表面に「入札保証金領収書（写）
書在中」、「名称」及び「入札者名」を記載して提出すること。

キ 入札保証金還付請求書（様式8号）

7 無効の入札

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 入札書の記載事項等に不備がある入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 明らかに連合によると認められた入札

(5) 入札者が他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき

(6) 入札に際し不正な行為があると認められた入札

(7) 郵送又は電子メールによる入札

(8) 入札保証金の20倍を超える入札金額による入札

8 入札保証金

(1) 納付金額

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の金額とする。

(2) 納付方法及び期限

組合が発行する納付書により、令和5年12月19日（火）までに金融機関で納付すること。

(3) 入札保証金の免除

奥州金ヶ崎行政事務組合財務規則（平成20年奥州金ヶ崎行政事務組合規則第36号）第115条の規定に定めるところによる。

(4) 入札保証金の還付

入札の結果落札に至らなかった場合、もしくは、入札保証金の額が売買代金を超過した場合は入札保証金還付請求書（様式8号）に基づき、指定された金融機関へ口座振込により還付する。

なお、入札保証金還付請求書（様式8号）は、入札会当日に提出すること。

(5) 落札者の入札保証金

入札保証金は落札者からの申出がない限り、契約保証金に充当するものとする。

9 契約の締結

組合と落札者は令和5年12月28日（木）までに書面をもって契約を締結する。

10 契約保証金

(1) 納付金額

契約保証金は落札金額の100分の5以上の金額とする。

なお、契約保証金は売買代金に充当するものとする。

(2) 納付方法及び期限

入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、組合が発行する納付書により、契約締結日までに金融機関で納付すること。

(3) 契約保証金の免除

契約保証金の免除は規則第130条の規定に定めるところによる。

11 売買代金の納付

落札者は、契約を締結した日から起算して15日以内に売買代金を完納すること。

12 入札物件の引渡し等

(1) 名義変更及び所定の手続きは落札者が行うこと。

(2) 名義変更は落札者の名義で行うこと。

(3) 名義変更後は、車検証の写しを令和6年2月2日（金）までに企画総務課財政係まで提出すること。

(4) 取得及び名義変更に係る税、手数料等の一切の費用は落札者が負担すること。

(5) 入札物件は現状のまま引き渡すものとする。

(6) 入札物件の引渡しは名義変更手続きの完了及び売買代金納入の確認後とし、令和6年2月9日（金）までに搬出を完了すること。

- (7) 車体に組合名及び車両名等の表示がある場合は、落札者が抹消することとし、抹消したことが確認できる写真等を令和6年2月16日（金）までに提出すること。
- (8) 入札物件の引渡し後に、品質、種類に関して契約の内容と適合しない点が判明した場合であっても、組合は一切の責任を負わない。